

春日井市職員措置請求書

春日井市長 石黒直樹 及び 春日井市配水管理事務所 伊藤所長・伊藤良太所長補佐・磯邊直美主査及び上下水道経営課 安藤主査に関する措置請求の要旨。

1 請求の要旨

1. 措置請求の内容

一 春日井市長 石黒直樹及び春日井市配水管理事務所 伊藤所長・伊藤良太所長補佐・磯邊直美主査及び上下水道経営課 安藤主査は、連帯して、計 224,400 円を春日井市に返納せよ。

二 春日井市長は、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)について、令和 5 年 8 月 1 日に町屋送水場、町屋第 3 水源、町屋第 6 水源から採水して得られた、それぞれ24ng/ℓ 60ng/ℓ 56ng/ℓ という結果を、当時の採水時の条件も付して市のホームページ上で公表すること。

三 市のホームページにおけるペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)に関する表記を事実即した内容に修正する措置をとること。

2. 措置請求の理由

(前提 PFAS について 一)

一 国際的に、そして、日本全国において、水道水や土壌・河川などの環境中に含まれる有機フッ素化合物＝PFAS が問題となり、春日井市でも、PFAS の一種である、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査を令和 3 年四月から、定期的に行い、公表している。

有機フッ素化合物＝PFAS とは、フッ素を含む有機化合物の総称のことである。ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロオクタン酸(PFOA)はその一種で、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な性質を有していることから、これまで消火薬剤や表面処理などの用途に使用されてきた。

国際的には、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)において、製造、使用、輸出入を PFOS は制限、PFOA は禁止されている。そして、国内においては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等で、PFOS と PFOA は第一種特定化学物質に指定され、製造、輸入が原則禁止、使用が制限されている。第一種特定化学物質とは、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質のことであり、PFOS と PFOA をはじめとする有機フッ素化合物は、「永遠の科学物質」と呼ばれるほど、自然界や体内で分解されにくく、蓄積されやすい上に発がん性などの有毒性も露わになりつつなる。

日本では、令和 2 年 4 月から水質管理上留意すべき項目として、PFOS 及び PFOA を「水質管理目標設定項目」位置付け、暫定の目標値は、PFOS と PFOA の量の和で、1 リットル当たり 50 ナノグラムに設定している。

春日井市では、令和 3 年 4 月から、定期的に PFOA と PFAS の検査を実施し、その結果を公表してきている【証拠書 9】。その中には、国の暫定目標値を超えている事実もあるが、それも一部公表をしてきた(但し、後述するが、国の暫定目標値越えの結果を全て春日井市は公表してきていたわけではない。)

また、日本全国で、水道水・河川・土壌などで相次いで国の暫定目標値を超えていることが報道され、社会的な問題として、国や地方公共団体に更なる規制などの対応も求められている。

(公文書開示請求等からの事実の整理 二から八 ※この住民監査請求は、請求者が公文書開示請求で得た公文書を主体の証拠としているため、そこから事実の整理を行うものである。)

二 春日井市は、令和 5 年 8 月 1 日に採水し、実施したペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査において、それぞれ町屋送水場、町屋第 3 水源、町屋第 6 水源で得られた、24ng/l、60ng/l、56ng/l、という結果を、市のホームページ上で公表していない事実がある。

(※以下、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、特別な場合を除き、PFOS 及び PFOA)

請求者が、「令和 3 年 4 月から令和 5 年 12 月まで、春日井市が、水道法第 20 条第 3 項の定めにより、登録検査機関へ委託して行った、全ての配水場(浄水場も含む)・水源・ポンプ場における、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の記録の全て。・この

記録には、登録検査機関が春日井市に提出した検査結果の根拠資料(クロマトグラム、濃度計算書等)等も含む。・この記録には、源水(井戸水)・浄水・配水(水道水)・送水(水道水)も含むという内容で公文書開示請求【証拠書1】を春日井市に対して行ったところ、令和6年2月9日付けで公文書一部開示決定通知書【証拠書2】を受け取り、手数料などを納め、かかる公文書を受け取った。

そして、かかる公文書を、春日井市が公表しているPFOS及びPFOAの水質検査の結果と、比較した結果、令和5年8月1日に採水した、それぞれ町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源の結果が市のホームページ上に公表されていない事実が明らかになった。【証拠書3～8】【証拠書9】特に、町屋第3水源と町屋第6水源は、それぞれ60ng/ℓ 56ng/ℓと、国の暫定基準値である50ng/ℓ【証拠書10】を超えていた事実【証拠書3～4】【証拠書6～8】も明らかになった。

実際に令和5年8月の春日井市が公表しているPFOS及びPFOAの検査結果は、町屋送水場が18ng/ℓ、町屋第3水源が32ng/ℓ、町屋第6水源が47ng/ℓである。【証拠書9】

三 春日井市は、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のみ、令和5年8月21日に採水し直してPFOS及びPFOAの追加検査を行い、その結果を市のホームページに公表した事実がある。

では、春日井市が令和5年8月のPFOS及びPFOAの検査結果を、町屋送水場が18ng/ℓ、町屋第3水源が32ng/ℓ、町屋第6水源が47ng/ℓと公表している根拠について事実を列挙して述べる。

令和6年2月9日付けの公文書一部開示決定通知書【証拠書2】により、請求者が受け取った公文書をさらに読み込んでいくと、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のみ、令和5年8月21日に採水し直してPFOS及びPFOAの水質検査が追加で行われていたことが分かった【証拠書13～15】。

具体的に言えば、まず、令和6年8月23日付で、かかる水質検査の受託者である株式会社東海分析化学研究所から春日井市長宛てに「速報値について(報告)」という表題の文書が送られた【証拠書11】。それによれば、PFOSとPFOAを合計した報告値は、それぞれ、町屋送水場が0.000018mg/L、町屋第3水源が0.000032mg/L、町屋第6水源が0.000047mg/Lである。これをng/ℓ(ナノグラム毎ℓ)に直すと、それぞれ、町屋送水場が18ng/ℓ、町屋第3水源が32ng/ℓ、町屋第6水源が47ng/ℓとなる。

更に、その後の令和5年8月29日付で受託者から春日井市長に送られた

「水質検査結果について(報告)」【証拠書12】や、別紙である水質検査結果書【証拠書13～15】、そして分析野帳【証拠書16】から、それぞれ、町屋送水場が18ng/ℓ、町屋第3水源が32ng/ℓ、町屋第6水源が47ng/ℓという結果を得ていることが確認できる。

これらの結果を見ても、春日井市が公表している令和5年8月のそれぞれ町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のPFOS及びPFOAの数値【証拠書9】は、令和5年8月21日に採水して検査した結果【証拠書11～16】を根拠としているのは明白であり、事実である。

四 町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のみ、令和5年8月21日に採水し直して行ったPFOS及びPFOAの追加検査は、224,400円の費用が別途かかっている事実。

請求者は、その後、かかるPFOS及びPFOAの追加検査に対する支出行為負担決議書とその添付書類を軸として、新たに春日井市に対して、公文書開示請求を行った。それに対して、春日井市から令和6年5月7日付で公文書一部開示決定通知書【証拠書17】が請求者に送られ、令和5年度水質検査業務委託(PFOA/PFAS) 支出行為負担決議書 ・令和5年度水質検査業務委託 支出行為負担決議書 ・令和4年度水質検査業務委託 支出行為負担決議書 を請求者は受け取った。

それらによれば、令和5年8月21日に採水した、PFOS及びPFOAの追加検査は、令和5年8月15日付で歳出執行管理表【証拠書18】が起案され、その翌々日付で、支出負担行為決議書【証拠書20】が起案され、同日に決裁された。そして同年8月18日付で春日井市長宛に株式会社東海分析化学研究所が請書【証拠書19】を提出した。これらの支出負担決議書や請書から、この追加検査の費用は224,400円【証拠書19】【証拠書20】であり、期間は令和5年8月21日から令和5年9月15日であることが分かる。

なお、この年の年度の水質検査業務委託の業務委託料は、支出負担行為決議書【証拠書21】、それに添付されていた委託契約書【証拠書22】から、4,290,000円であり、期間は令和5年4月20日から令和6年3月15日であることが分かる。この委託契約の受託者も株式会社東海分析化学研究所である【証拠書22】。

五、春日井市が、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のみ、令和5年8月21日に採水し直してPFOS及びPFOAの追加検査を行った経緯の事実

請求者は、春日井市が、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源のみ、令和5年8月21日に採水し直してPFOS及びPFOAの追加検査を行った経緯を知るために、令和6年5月30日付で改めて公文書開示請求を春日井市に対して行った。それに対し、請求者は令和6年6月13日付で公文書一部開示決定通知書【証拠書23】を春日井市から受け取り、かかる公文書を受け取った。

それら公文書によると、まず、市長副市長調整メモ【証拠書24】から、令和5年8月1日に副市長、翌令和5年8月2日に市長と、水野部長、伊藤所長が、①有機フッ素化合物の現在の状況、②追加 町屋第4水源故障に伴う対応の内容で調整をしていることが分かる。その中で、副市長とは「第4水源が直るまで第3、第6水源を止めること」【証拠書24】の調整が為されたことが分かる。なぜ、町屋第3水源、町屋第6水源を止める調整が為されたかは、過去、PFOAとPFOSの合計が国の暫定目標値＝50ng/l【証拠書10】を数回にわたって超えた【証拠書9】ことが契機であることは、十分に推察できる。また、市長からは、調整の中で、「(PFAS及びPFOAの)検査結果が分かっただけに報告してください」【証拠書24】という、強い要望があったことが分かる。

協議の後、令和5年8月7日付で令和5年8月1日採水のPFOS及びPFOAの速報値【証拠書25】が春日井市にもたらされた。その内容は、町屋第3水源と町屋第6水源がそれぞれ60ng/l 56ng/lと、国の暫定目標値＝50ng/lを超えたものであった。

その速報【証拠書25】がもたらされた翌日、配水管理事務所2F研修室において、春日井市配水管理事務所 所長補佐 伊藤良太・主査 磯邊直美と(株)東海分析化学研究所 調査課長 増田享子 が出席して、令和5年度8月の進捗状況及び試料の追加依頼について」という事項で打合せが行われた【証拠書26】。その打合せでは、追加のPFOS及びPFOAの検査の受入れ時期や、追加に伴う契約変更などについて、協議された。尚、この打合せ記録【証拠書26】は、メールで(株)東海分析化学研究所 調査課長 増田享子とも共有されている【証拠書27】。

しかし、実際には、追加のPFOS及びPFOAの検査は、契約変更ではなく、別契約【証拠書19】として行われた。これが別契約であることは、打合せ記録【証拠書28 ※磯邊主査の押印によるメモ書き】に、「追加検査について、水質検査業務委託内での試料数量の変更ではなく別契約での対応とします。」とあることから明白である。

そして、打合せ通り【証拠書27】、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源は、令和5年8月21日に採水し直し、国の暫定目標値をいずれも下回った値が、春日井市のホームページに公表されている【証拠書9】。

六、令和5年8月1日に採水し、実施したPFOS及びPFOAの水質検査において、それぞれ町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源で得られた、24ng/ℓ、60ng/ℓ、56ng/ℓ、という結果は、春日井市長に報告されていた事実がある。

令和6年7月8日付で請求者は、市長副市長調整メモ【証拠書24】にある内容を知るために、春日井市に新たな公文書開示請求【証拠書32】を行った。その結果、春日井市長に報告されたPFOS及びPFOAの水質検査の値が明らかになった【証拠書33】【証拠書34】。

それらによると、まず、令和5年8月8日に、令和5年8月1日に採水のPFOS及びPFOAの水質検査結果が「令和5年8月」として春日井市長に報告されている【証拠書33】。この段階で春日井市長は町屋第3水源と町屋第6水源が国の暫定目標値を超えた検査結果であることを認識していた事実が分かる。

そして、同年9月1日には、「令和5年8月1日」「令和5年8月21日」と、採水日に項目が分かれてPFOS及びPFOAの水質検査結果が春日井市長に報告された【証拠書34】。8月21日の追加検査の値が明記され、「令和5年8月1日」欄に、※が付された上で、「※ 第4水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調整中の結果です。(調整日7月28日、第3水源:△42% 第6水源:△46%)」とある。

七 春日井市長は、春日井市議会定例会の一般質問において、PFOS及びPFOAの水質調査結果の公表に関して、明らかな虚偽答弁を行った。

また請求者は、PFOS及びPFASについての、春日井市議会の議事録も調べた。すると、令和五年度春日井市議会第4回定例会において、令和5年9月26日に伊藤建治市議が行ったPFOS及びPFOAに関する一般質問に対して、春日井市長が「(前略) 引き続き水質検査の結果を公表するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」と答弁した【証拠書35】ことが分かった。

しかし、令和5年8月のPFOS及びPFOAの水質検査において、同年8月1日に採水した中で町屋第3水源と町屋第6水源が国の暫定目標値を超え【証拠書3～4】【証拠書6～8】、同年8月8日と、同年9月1日には春日井市長に、国の暫定目標値越えが報告【証拠書33～34】されている。その上、現在

においても春日井市長に報告された国の暫定目標値越えの結果【証拠書33～34】は、市のホームページ上では公表されていない【証拠書9】。

春日井市長石黒直樹は、令和5年9月26日の市議会の一般質問において、PFOS及びPFOAについて「引き続き水質検査の結果を公表するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」【証拠書35】と答弁している。この「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書35】の意味するところを素直に解すれば、この答弁がされた令和5年9月26日以前も水質検査の結果を全て公表してきたということである。だが、現在において、公表されていない結果もあるのは事実【証拠書3～4】【証拠書6～8】【証拠書9】【証拠書33～34】である。

つまり、春日井市長は、国の暫定目標値越えの事実【証拠書3～4】【証拠書6～8】があり、その報告を受け【証拠書33～34】、且つ、市のホームページ上で公表されていない【証拠書9】ことを認識できる状況でありながら、「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書35】と、市議会で明白な虚偽の答弁をしたのである。

八 PFOS 及び PFOA に関する春日井市のページに、事実と異なる記述がある。

詳細は後述するが、PFOS 及び PFOA に関する春日井市のページに、事実と異なる記述がある【証拠書36】。

九 時系列による事実の整理

では、これまで二から八で述べてきたことを、証拠書と照らし合わせて、時系列で事実を整理する。

i 《令和5年8月1日以前》春日井市の水道におけるPFOS及びPFOAの検査で国の暫定目標値を超えたのは、町屋第3水源と町屋第6水源であり、市のホームページ上でも公開している【証拠書9】。

ii 《令和5年8月1日・2日》有機フッ素化合物の現在の状況について、それぞれ副市長 市長と上下水道局及び配水管理事務所の水野部長・伊藤所長との調整が行われた。その中で、副市長とは、町屋第3水源及び町屋第6水源を止めることが検討され、市長からは、「検査の結果が分かったらすぐに報告してください」と要望があった【証拠書24】。

- iii 《令和5年8月7日》 令和5年8月1日採水のPFOS及びPFOAの検査の速報がもたらされた。その結果、町屋第3水源と町屋第6水源が、それぞれ60ng/ℓ 56ng/ℓと、国の暫定目標値=50ng/ℓを超えたことがわかった【証拠書25】。
- iv 《令和5年8月8日》 前日の速報を受け、PFOS及びPFOAの追加検査の打合せが春日井市配水管理事務所で、受託者も参席したうえで行われた。その内容は、追加のPFOS及びPFOAの検査の受入れ時期や、追加検査に伴う契約変更などについてであった【証拠書25】【証拠書26】。
また、前日の速報の結果【証拠書25】が春日井市長に報告された【証拠書33】
- v 《令和5年8月15日》 PFOS及びPFOAの追加検査が、契約変更ではなく、別契約として行われることになった【証拠書28 ※磯邊主査の押印があるメモ書き】。そのため、歳出執行管理表が起案【証拠書18】され、受託者を含め3社に見積もりが依頼された。
- vi 《令和5年8月18日》 春日井市は、本来の受託者であった株式会社東海分析化学研究所と、水質検査業務委託(PFOS/PFOA)の件名で別契約を締結【証拠書19】した。その請負金額は、224,400円であった。
- vii 《令和5年8月21日～同年8月29日》 令和5年8月21日に町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源で採水され、PFOS及びPFOAの追加検査が行われた。その結果、町屋送水場が18ng/ℓ、町屋第3水源が32ng/ℓ、町屋第6水源が47ng/ℓという内容が受託者より春日井市に令和5年8月29日付で報告された。【証拠書11】【証拠書12】【証拠書13～16】※証拠書13～16は、証拠書12の添付資料である。
- viii 《令和5年9月1日》 春日井市長に「令和5年8月1日」採水と、「令和5年8月21日」採水のPFOS及びPFOAの検査結果が報告された【証拠書34】。その際、「令和5年8月1日」欄に、「※ 第4水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調整中の結果です。(調整日7月28日、第3水源:△42% 第6水源:△46%)」と、※が付された【証拠書34】。

ix 《令和5年9月1日から、現在に至るまで》春日井市は、PFOA及びPFOSについて、その水質検査の結果をホームページ上で公表している【証拠書9】。

令和5年8月の検査結果は、町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源については、令和5年8月21日採水分の、それぞれ18ng/ℓ・32ng/ℓ・47ng/ℓという結果を公表している【証拠書9】。反面、令和5年8月1日に採水した町屋送水場24ng/ℓ・町屋第3水源60ng/ℓ・町屋第6水源56ng/ℓという結果【証拠書3～8】を、春日井市は現在においても、市のホームページ上に公表していない【証拠書9】。

また現在、PFOS及びPFOAに関する春日井市のホームページには、事実と異なる記載がある【証拠書36】

x 《令和5年9月26日》春日井市長は、春日井市議会の一般質問において、PFOS及びPFOAに関して、「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書35】と答弁した。だが、前述八や前述九iv・前述九vii・前述九ixで述べたように、春日井市長は令和5年8月にPFOS及びPFOAの水質検査において国の暫定基準値を越えたことを同年8月8日と同年9月1日に報告として受けながら【証拠書33～34】、現在においても、その事実は公表されていない【証拠書9】。

十、問題点の整理

では、今まで述べてきた事実から、問題点を整理していく

i PFOS及びPFOAの水質検査の結果、国の暫定基準値を超えていたにも関わらず、市のホームページ上に公表していない問題。

春日井市は、水道水におけるPFOA及びPFOSの水質検査結果を令和3年4月から実施し、令和5年7月末日時点までは、国の暫定目標値を超えた検査結果であっても、市のホームページ上に素直に公表してきた経緯がある【証拠書9】。

しかし、令和5年8月1日に採水された町屋第3水源60ng/ℓ・町屋第6水源56ng/ℓ、と国の暫定目標値を超えた事実【証拠書5～8】を春日井市は公表していない【証拠書9】。市が公表しなかった理由は、令和5年8月1日時点で町屋第4水源が故障して水中ポンプが停止していたことにより、町屋第3水源が42%減、町屋第6水源が46%減の

取水量調整をしていたこと【証拠書24】【証拠書34】にあると十分に推測できる。

だが、請求者は、取水量調整をしていた事実【証拠書24】【証拠書34】が国の暫定目標値を超えた事実【証拠書5～9】を公表しない正当な理由にならないと考える。というのは、前述一で述べた通り、有機フッ素化合物は既に社会問題であり、住民は、その住んでいる地域の状況を的確に知る権利があるからである。本件のように、国の暫定目標値を超えた事実【証拠書5～9】を、市の一方的な判断・理由付けで公表しないことは、有機フッ素化合物に対する社会的関心や市民の関心の広がりから見ても、決して許されないことであり、問題である。

むしろ、本件で言えば、「※ 第4水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調整中の結果です。(調整日7月28日、第3水源:△42% 第6水源:△46%)」【証拠書34】などの文言を付して、市のホームページ上に公表すべきであると請求者は考える。

ii 春日井市が令和5年8月18日に株式会社東海分析化学研究所と締結した、「件名:水質検査業務委託(PFOS/PFOA)」契約の問題。

春日井市が令和5年8月18日に株式会社東海分析化学研究所と締結した、「件名:水質検査業務委託(PFOS/PFOA)」契約にも問題があるので、それもいくつかの項目にわけて、整理して説明する。

ii - 1 春日井市は『別契約』に基づいて得られた、国の暫定目標値を下回ったPFOS及びPFOAの結果を市のホームページ上に公表した。

春日井市は、令和5年8月18日に株式会社東海分析化学研究所と「件名:水質検査業務委託(PFOS/PFOA)」として、新たな契約を締結した【証拠書19】(以下、『別契約』)。その直後の令和5年8月21日に採水してPFOS及びPFOAの検査をした結果、国の暫定目標値を下回り、市のホームページ上にも公表した。【証拠書9】【証拠書11～16】

後述するが、『別契約』【証拠書19】は、無効であり、水質検査の質を保障するのに、極めて不安定な内容の契約である。このような契約

に基づいた検査結果を公表すること自体に問題があり、ましてや令和5年8月に関しては、国の暫定目標値を超えた事実を公表しないまま、再度検査し、国の暫定目標値を下回った結果のみを公表していることに問題がある。

ii -2 PFOS 及び PFOA の追加検査は、委託契約約款からいっても、契約変更の手続きをもって行うべきであったことは、春日井市も受託者も認識していた。

春日井市は、国の暫定目標値越えが速報された【証拠書25】翌日の令和5年8月8日に、PFOS 及び PFOA の検査の追加依頼について、受託者も交えて打合せをした【証拠書26】。その中で、「(2) PFOS 及び PFOA 試料の追加依頼は可能か⇒追加依頼試料の受入れは可能。検査予定月での複数回資料受領は想定内。」「(3) (2)に伴う既存契約の変更の受入れは可能か。当初契約の内訳単価に、新たな追加数量を乗じた契約変更を想定している。⇒提案内容の受入れは可能」「(4) (3)変更契約の締結時期については、今後の数量変更を見据え、契約変更手続きは年度末としたい。⇒了解した。他市の契約でも同様に手続きを実施しており、支障ない。」「【証拠書26】などと、従来の令和5年度水質検査業務委託契約【証拠書22】の契約変更によって、PFOS 及び PFOA の追加検査を行おうとしていた。

これは、本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】の委託契約約款【証拠書29】第19条や第25条や第30条などに、業務委託料の変更や設計図書の変更(この場合は、PFOS 及び PFOA の追加検査)など、いわゆる契約変更の手続き等に関する規定があり、それを踏まえての協議が行われたことが分かる【証拠書26】。このことから、PFOS 及び PFOA の追加検査するためには、市も受託者も本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】の契約変更の手続きが必要であることを認識していたのは明白である。

ii -3 PFOS 及び PFOA の追加検査のための契約変更が行われず、『別契約』が締結された。

しかし、結果的には、本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】の契約変更は行われず、「件名：水質検査業務委託 (PFOS/PFOA)」として、請書をもって『別契約』が春日井市と受託者である(株)東海分析化学研究所の間で締結された【証拠書19】。

請書は、春日井市契約規定第 30 条第 2 項に規定があり、春日井市契約に係る標準書式等に関する規程に第 2 号様式として定められている。

このように、もともと、契約変更の手続きを進めていたはずが、令和 5 年 8 月 15 日になって「追加検査について、水質検査業務委託内での試料数量の変更ではなく別契約での対応とします。」【証拠書28 ※磯邊主査の押印があるメモ書き】となり、同じ日に歳出執行管理表【証拠書18】が起案され、数社から見積もりした後に、8 月 18 日付で『別契約』【証拠書19】が締結された。つまり、本来、契約変更による追加検査であるべきところを、別契約を締結することで、市は PFOS 及び PFOA の追加検査を実施したのである。

ii -4 『別契約』は、本来の水質検査業務委託契約の契約変更の手続きを経て締結されていない。故に地方自治法第 2 条 16 項 17 項によって無効である。

本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】における契約変更の手続きは、委託契約約款【証拠書29】で定められており、本件において本来の契約変更手続きをするならば、以下の手順で進めなければならなかった。

- (1) ①委託契約約款【証拠書29】第 19 条及び第 30 条により、PFOS 及び PFOA の検体数の変更 ②委託契約約款【証拠書29】25 条により、業務委託料の変更を、市と受託者が協議する。
- (2) 委託業務約款【証拠書 29】第 25 条但し書き及び第 30 条但し書により、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合は、市が検体の変更数と業務委託料の変更額を定めて受託者へ通知する。
- (3) 春日井市契約に係る標準書式等に関する規程の第 3 号様式

にある、「委託変更契約書」に変更した内容を記載して、市と受託者が契約を締結した上で、PFOS 及び PFOA の追加検査を行う。

ところが、本件の場合、協議が開始された令和 5 年 8 月 8 日【証拠書26】から 7 日経過した同年 8 月 15 日には、「別契約での対応とします。」【証拠書28 ※磯邊主査の押印があるメモ書き】として、結果、令和 5 年 8 月 18 日付で請書として『別契約』【証拠書19】が締結された。

これら、一連の流れを見ても、本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】が委託業務約款【証拠書29】で定めた契約変更手続きを経ないで、別契約【証拠書19】を締結したことには、問題がある。地方自治法第 2 条 16 項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定め、同法第 2 条 17 項は「前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とある。本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】や委託業務約款【証拠書29】は、春日井市契約規則と春日井市契約に係る標準書式等に関する規定に準じた様式で締結されており、市からすれば、本件において、本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】による契約変更手続きを経ずに新たな水質検査業務委託契約【証拠書19】を結ぶことは、法令に違反して事務を処理することであり、よって、その結果として締結された『別契約』【証拠書19】は、無効である。

ii -5 『別契約』の、水質検査業務委託契約としての問題は、委託契約約款や仕様書の定めに捉われないのだから、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されないこと

また、『別契約』【証拠書 19】は、水質検査業務委託契約としての問題も有している。

本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】は、「別添約款により契約を締結し、」とあるように、委託契約約款【証拠書29】があり、その委託契約約款【証拠書29】第 1 条にある「設計図書」として、「水質検査業務委託仕様書 令和 5 年度 春日井市上下水道部 配水管理事務所」【証拠書30】(以下、令和 5 年度水質検査仕様書)がある。

一方で、『別契約』【証拠書 19】は、件名が「水質検査業務委託 (PFOS/PFOA)」となっている点から、契約の性質が水質検査業務委

託であることは、明白であるが、本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】のように、「別添約款により契約を締結し、」といった文言があるわけでないのだから、委託契約約款や設計図書としての仕様書の定めによらずに運用しても良いと考えるのが素直である。実際に、令和5年8月15日の日付で「追加検査について、水質検査業務委託内での試料数量の変更ではなく別契約での対応とします。委託打合せ簿の作成について、水質検査業務委託の内容に変更がないため不要とします」【証拠書28 ※磯邊主査の押印があるメモ書き】とあるが、これは契約変更ならば、令和5年度水質検査仕様書【証拠書30】の表紙を含めた3ページ目にある「カ 打合せ記録簿 委託内容について確認の打合せを実施し記録簿を提出すること」の規定に基づいて委託打合せ簿を作成・提出しなければならないところ、請書によって別契約を締結をすれば、約款や仕様書の定めには縛られる必要性は無いので、委託打合せ簿も不要としたのである。

そもそも、本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】は、令和5年度春日井市水道水質検査計画【証拠書31】に基づいて、法令に即して締結されたものである。そして、本件においては、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠なものとするためにも、委託契約約款【証拠書29】や令和5年度水質検査仕様書【証拠書30】の定めがあるのだから、『別契約』【証拠書19】が、それらの定めによって運用されないことは、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されない水質検査業務委託契約と言わざるを得ない。実際に、『別契約』【証拠書19】においては、証拠書28の磯邊主査の押印によるメモ書きが示すように、契約変更でない別契約であることを理由に、令和5年度水質検査仕様書【証拠書30】の定めにある、委託打合せ簿の作成をしないという、いわば委託契約約款【証拠書29】や仕様書【証拠書30】の定めには捉われない運用が行われていたのも事実である。

- iii 春日井市長が PFOS 及び PFOA の水質検査結果について、公表されていない事実があるのに、市議会において「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」と明白な虚偽の答弁したこと。

前述七で述べたとおり、春日井市長が、国の暫定目標値越えの事実【証拠書3～4】【証拠書6～8】があり、その報告を受け【証拠書33～34】、且つ、市のホームページ上で公表されていない【証拠書9】ことを

認識できる状況でありながら、PFOS 及び PFOA について「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書35】と、市議会で答弁したことは、明白な虚偽であり問題である。

また、この明白な虚偽の状態は、未だに国の暫定目標値越えの事実【証拠書 3～4】【証拠書6～8】を公表していない【証拠書 9】ことから、現在においても継続中であることも問題である。

iv PFOS と PFOA に関する市のホームページにおいて、事実と異なる記載があること。

春日井市の「本市の水道水における有機フッ素化合物(PFAS)について」というタイトルのページに以下の表記がある。

「令和 4 年 8 月から 9 月に実施した水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、PFOS 及び PFOA が含まれていることを確認しました。」【証拠書36】

後述十一 iv で詳しく述べているが、この記述は明らかに事実と違うので、問題である。

十一 本件に係って認められる 財務会計上の違法又は不当な行為。

今まで述べてきた事実及び問題点の整理から、本件に係って認められる財務会計上の違法又は不当な行為を抽出していく。

i 《不当な契約の締結》適法な手続きによらず、『別契約』【証拠書19】が締結されたこと。

本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】には、「別添約款により契約を締結し、」という文言があり、その別添約款にあたる委託契約約款【証拠書29】に、契約変更の手続きについて規定されている。しかし、前述十 ii -4で述べたとおり、『別契約』【証拠書19】は、本来の契約変更手続きに則らずに締結されたものであるから、地方自治法第 2 条 17 項により無効である。

また、『別契約』【証拠書19】は、「件名：水質検査業務委託 (PFOS/PFOA)」となつてはいるものの、本来の水質検査業務委託契

約【証拠書22】による契約変更手続きに基づかない別契約として締結されたため、委託契約約款【証拠書29】や令和5年度水質検査仕様書【証拠書30】の定めに捉われずに運用された【証拠書28 ※磯邊主査の押印によるメモ書き】。その結果、『別契約』【証拠書19】は、水質検査の質が担保されない恣意的な運用が許されるものとなるため、その契約締結は不当なものである。

ii 《不当な公金の支出》本来、無効である『別契約』【証拠書19】によって、公金の支出がされたこと。

前述十 ii -4 で述べたとおり、『別契約』【証拠書19】は、無効又は不当な契約締結なのだから、それに伴って支出された224,400円【証拠書19】は、不当な公金の支出であることは、当然の帰結である。

iii 《不当な契約の締結に付随して》①国の暫定基準越えというPFOA及びPFOSの水質検査の重大な結果が、市のホームページで公表されていないこと。且つ、②適法な契約変更手続きによらず、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されない『別契約』【証拠書19】による、水質検査の結果が公表されていること。それらによって、③春日井市長が市議会でPFOS及びPFOAに関して答弁した「引き続き水質検査の結果を公表するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」が現在でも明白な虚偽のまま、実行されていないこと。

現在、春日井市のホームページ上に公表されているPFOS及びPFOAの検査結果は、令和5年8月の町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源だけは、『別契約』【証拠書19】に基づいて行われた水質検査の結果【証拠書11～16】を公表している【証拠書9】。だが、この水質検査は、前述十 ii -5で述べたように、適切な契約変更手続きを経ずに、『別契約』【証拠書19】が締結された故に、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されないものであった。

故にこのような信頼性の極めて低い検査結果を市のホームページ上で公表していること自体、『別契約』【証拠書19】が適法な手続きによらず、不当な契約締結であることに付随して、財務会計上の不当な行為と言わざるを得ない。

また、令和5年8月に、本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】によって検査された町屋送水場・町屋第3水源・町屋第6水源の

PFOS 及び PFOA の結果【証拠書 3～8】が、市のホームページ上で公表されていない【証拠書 9】が、これは、『別契約』【証拠書19】に基づいて行われた水質検査の結果【証拠書11～16】を公表しているためと推察できる。しかし、公表されていない結果【証拠 3～8】のうち、町屋第 3 水源と町屋第 6 水源は、それぞれ、60ng/ℓ 56ng/ℓ という国の暫定目標値を超えた結果が出ているにも関わらず、未だに市のホームページで公表されていないことは、春日井市長が市議会において、「引き続き水質検査の結果を公表するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」【証拠書35】と答弁したことが明白な虚偽のまま実行されていない状態である。

それに加え、『別契約』【証拠書19】に基づいて行われた水質検査の結果を公表したが故に、証拠書 3～8 の結果を公表しなかったとすれば、それは、『別契約』【証拠書19】の締結と履行が不当なものである以上、それに付随して、町屋送水場・町屋第 3 水源・町屋第 6 水源の PFOS 及び PFOA の結果【証拠書 3～8】が、市のホームページ上で公表されていない【証拠書 9】ことは、財務会計上の不当な行為と言える。

iv《不当な契約の締結に付随して》PFOS と PFOA に関する市のホームページにおいて、事実と異なる記載があること。

春日井市のホームページに「本市の水道水における有機フッ素化合物(PFAS)について」というタイトルのページ(以下、当該ページ)があり、その記述に以下のようなものがある。

「令和 4 年 8 月から 9 月に実施した水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、PFOS 及び PFOA が含まれていることを確認しました。」【証拠書36】

確かに、市が公表している PFOS 及び PFOA の結果では、令和 4 年 8 月に町屋第 3 水源で、令和 4 年 9 月に町屋第 3 水源で、国の暫定基準値を超えていることが明白【証拠書 9】なので、この「PFOS 及び PFOA が含まれている」の意味するところが、国の暫定基準値を超えていることなら、一部正しいと言えるが、令和 5 年 5 月にも、町屋第 6 水源で国の暫定基準値を超えていることを述べていないのだから、結果的には事実と異なる記述になっているのは明白である。

また、「PFOS 及び PFOA が含まれている」を素直に読めば、少しでも

PFOSとPFASが含まれているのであれば、10ng/lだろうが、20ng/lだろうが、「PFOS及びPFOAが含まれている」のであるから、証拠書9に見る結果からしても、この記述は、事実とは異なるのは明白である。

特に令和5年8月に関しては、既に述べてきたように、国の暫定基準値を超えた結果【証拠書3～8】が公表されず、『別契約』【証拠書19】によって検査された結果【証拠書11～16】が公表【証拠書9】されている点では、事実と異なるのは明白であり、不当な契約の締結と履行に伴った結果なのだから、この記述は、財政会計上の不当な行為と言える。

十二 市は、本件において、どういう措置をすべきか。

ここでは今までに、明らかにしてきたことをまとめ、本件でどういう措置をすべきかを述べる

- i 春日井市長 石黒直樹及び配水管理事務所 伊藤所長・伊藤良太所長補佐・磯邊直美主査及び上下水道経営課安藤主査は、連帯して、計 224,400 円を春日井市に返納すること。

『別契約』【証拠書19】により支出された計 224,400 円は、前述十一 ii で述べたとおり、財務会計上の不正な支出であり、それによって春日井市が損害を被っていることは明白である。しかし、『別契約』【証拠書19】が無効だからと言って、受託者である株式会社東海分析化学研究所に 224,400 円の返還を求めることは、妥当ではない。むしろ、本件においては、『別契約』【証拠書 19】の締結と履行に関わった市職員に、春日井市が被った損害を求めるのが妥当である。

そもそも、本来の契約変更ではなく、別契約で対応することになった初出は、証拠書 28 にある「8/15、追加検査について、水質検査業務委託内での試料数量の変更ではなく別契約での対応とします。委託打合簿の作成について、水質検査業務委託の内容に変更がないため不要とします。所長へ報告済み」【証拠書28】という磯邊姓の押印のあるメモ書きである。従って、磯邊直美主査が『別契約』【証拠書19】の締結と履行に関わっていることは明白である。加えて、そのメモには、「所長へ報告済み」の文言があり、ここから、伊藤所長が『別契約』【証拠書22】の締結・履行に関わっていることが明白である。

また、8月15日付の歳出執行管理表【証拠書18】には、「安藤主査と

協議済」というメモ書きがあり、それが添付されていた支出行為負担決議書【証拠書20】にも主査欄に「安藤」という印も押されていることから、上下水道経営課の安藤主査も『別契約』【証拠書19】の締結・履行に関わっていることは明白である。

そして、伊藤良太所長補佐は、8月8日の打ち合わせ【証拠書26】に参席しており、その内容の一部が実際に『別契約』【証拠書19】締結後に、履行されていることから、『別契約』【証拠書19】の履行に関わっていることは明白である。

春日井市長においては、『別契約』【証拠書19】に契約締結者として名を連ねていることから、その締結に関わっていると言える。また、春日井市長は、検査結果の報告を受け、国の暫定基準値を超えている事実【証拠書33～34】を知っていたにもかかわらず、それを公表していない事実【証拠書9】を事実上黙認しつつ、市議会で「引き続き水質検査の結果を公表するとともに」【証拠書35】と明白な虚偽の答弁までしていたのだから、『別契約』【証拠書19】の履行に関わっていたと言える。

以上から、春日井市長、配水管理事務所 伊藤所長・伊藤良太所長補佐・磯邊直美主査及び上下水道経営課安藤主査は、連帯して224,400円を春日井市に返納する措置が妥当と言える。

ii 春日井市長は、PFOS 及び PFOA について、令和5年8月1日に町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源から採水して得られた、それぞれ24ng/l 60ng/l 56ng/l という結果を、当時の採水時の条件も付して市のホームページ上で公表すること。

前述十一 iii で述べたように、令和5年8月の町屋送水場、町屋第3水源、町屋第6水源におけるPFOS及びPFOAの水質検査結果について、春日井市は現在、『別契約』【証拠書19】に基づいて得られた結果を公表しているが、『別契約』【証拠書19】は、適切に契約締結されておらず、本来無効であり、且つ、水質検査の質も保障されていないのだから、その検査結果を市のホームページに公表することは不適切である。その上、通常とは採水時の条件が違っていた【証拠書34】とはいえ、国の暫定目標値越えという重大な事実【証拠書5～9】を公表していないことは、請求者をはじめとした市民にとって事実を知ることができない不利益を被ることなのだから、本来の水質検査業務委託契約【証拠書22】による結果である、町屋送水場24ng/l・町屋第3水源60ng/l・町屋第6水源56ng/lという結果【証拠書5～9】を、当時の採水時の条件【証拠

書34 ※第4水源の水中ポンプ停止にともなう取水量調整中の結果です。(調整日7月28日、第3水源:△42% 第6水源:△46%)】も付して公表する措置をすべきである。

iii 市のホームページのPFOS及びPFOAに関する表記を事実を即した内容に修正する措置をとること。

前述十一ivで述べた通り、PFOSとPFOAに関する市のホームページにおいて、事実と異なる記載があるので、修正する措置を講じなければいけない。例えば、市のホームページにある「本市の水道水における有機フッ素化合物(PFAS)について」というタイトルのページの、以下の記述を次のように修正するなどである。

〔修正前〕「令和4年8月から9月に実施した水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、PFOS及びPFOAが含まれていることを確認しました。」【証拠書36】

〔修正後(例)〕「令和4年8月と9月、令和5年8月、令和6年6月に実施したPFOS及びPFOAの水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、国の暫定基準値である50ng/lを超えた値が検出されました。」

十三 結語及び行為から一年を経過していない証明。

以上の理由から、請求者は、春日井市に対して措置の請求を行うものである。

なお、この請求は、

- ・『別契約』【証拠書19】の締結日が令和5年8月18日であること。
- ・国の暫定目標値越えの事実の一部が現在も公表されていないこと【証拠書9】
- ・市のホームページにPFOS及びPFOAに関して事実と違う記載が現在も続いていること【証拠書36】

という理由から、行為から一年を経過していないので、正当な理由がある。

十四 補足(本件本文の読み方に対する補足)

本請求書においては、請求者の主張がどの証拠書類が証明するのかを分かりやすくし、また、前述した記述や後述する記述がどこの記述に当てはまるのか、工夫している。その例を本件本文中から挙げるので、監査委員は本文を読むときに、以下の例を参照いただきたい。

《証拠書類の例》

本件本文……………《令和5年8月18日》春日井市は、本来の受託者であった株式会社東海分析化学研究所と、水質検査業務委託(PFOS/PFOA)の件名であらたな契約を締結した。その請負金額は、224,400円であった。【証拠書19】

意味するところ……………「令和5年8月18日に春日井市は、本来の受託者であった株式会社東海分析化学研究所と、水質検査業務委託(PFOS/PFOA)の件名であらたな契約を締結した。その請負金額は、224,400円であった。」ことを証明するのは、別紙事実証明書にある証拠書19である。

《前述した記述の例》

本件本文……………前述十一 iii で述べたように

意味するところ……………前に、「十一、本件に係って認められる 財務会計上の違法又は不当な行為。」の「iii《不当な契約の締結に付随して》国の暫定基準越えという PFOA 及び PFOS の水質検査の重大な結果が、市のホームページで公表されていないこと。且つ、適法な契約変更手続きによらず、極めて水質検査の安全性が不安定で担保されない『別契約』【証拠書19】による、水質検査の結果が公表されていること。」で述べたように、を意味する。

2 請求者

住所

氏名(自署・捺印)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年 月 日

(宛先)春日井市監査委員

別紙事実証明書

証拠書1……公文書開示請求書 2023年12月25日付 同年12月27日付の春日井市配水管理事務所の受付印アリ

証拠書2……公文書一部開示決定通知書 5春配管第354号

証拠書3……文書番号 5春配管第180号

証拠書4……令和5年度水質検査業務委託(PFOS及びPFOA)

証拠書5……水質検査結果書 令和5年8月1日採水 町屋送水場 ※2枚

証拠書6……水質検査結果書 令和5年8月1日採水 町屋第3水源 ※2枚

証拠書7……水質検査結果書 令和5年8月1日採水 町屋第6水源 ※2枚

証拠書8……分析野帳(受入日 2023/8/1)

証拠書9……令和6年6月末日現在において、春日井市がホームページ上で公表している有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)の水質検査結果

証拠書10……PFOS及びPFOAに関する検討について(水道関係) ※令和4年度第2回水質基準逐次改正検討会における配布資料。PFASの暫定目標値が50ng/lである証拠として出す。

証拠書11……速報値について(報告)※計2枚

証拠書12……水質検査結果について(報告)※春日井市配水管理事務所の受付印アリ

証拠書13……水質検査結果書 令和5年8月21日採水 町屋送水場 ※2枚

証拠書14……水質検査結果書 令和5年8月21日採水 町屋第3水源 ※2枚

証拠書15……水質検査結果書 令和5年8月21日採水 町屋第6水源 ※2枚

春日井市職員措置請求書(請求者:原田芳裕 PFASについて)

証拠書16……分析野帳(受入日 2023/8/21)

証拠書17……公文書一部開示決定通知書 6春上下経第126号

証拠書18……歳出執行管理表(配水管理事務所)。※備考欄に「町屋第3水源、町屋第6水源及び町屋送水場のペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の追加調査」とある。

証拠書19……請書 件名:水質検査業務委託(PFOS/PFOA)

証拠書20……支出負担行為決議書 水質検査業務委託(PFOS/PFOA)

証拠書21……支出負担行為決議書 水質検査業務委託(配水管理事務所)

証拠書22……委託契約書 ※支出負担行為決議書【証拠書21】に添付されていたもので、令和5年度の水質検査業務委託の受託者や、期間、委託金額などがわかる。

証拠書23……公文書一部開示決定通知書 6春配管第72号

証拠書24……市長副市長調整メモ ※2枚

証拠書25……速報値について(報告) 令和5年8月7日付 ※令和5年8月1日採水のPFOS及びPFOAの検査結果を速報。町屋第3水源と町屋第6水源がそれぞれ60ng/l 56ng/lと、国の暫定目標値=50ng/lを超えた

証拠書26……打合せ記録 R5.8.8 作成。※令和5年8月8日に、配水管理事務所2F研修室において、春日井市配水管理事務所 所長補佐 伊藤良太・主査 磯邊直美と(株)東海分析化学研究所 調査課長 増田享子 が出席して、令和5年度8月の進捗状況及び試料の追加依頼について」という事項で打合せが行われた

証拠書27……FW:【調査課 増田課長 様】本日の打合せ記録について。(春日井市配水管理事務所 伊藤) ※2枚

証拠書28……打合せ記録 R5.8.8 作成 伊藤所長補佐などの印やメモ書きがあるもの。

春日井市職員措置請求書(請求者:原田芳裕 PFASについて)

証拠書29……委託契約約款。※証拠書22で「標準約款省略」と押印されている「約款」のこと。春日井市契約に係る標準書式等に関する規程に第1号様式の一部として定められている。WEB上

(https://www2.city.kasugai.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/e000RG00000178.html#e000000366)に掲載されているので、書面での添付は省略する。

証拠書30……水質検査業務委託仕様書 令和5年度 春日井市上下水道部 配水管理事務所 ※5枚

証拠書31……令和5年度春日井市水道水質検査計画 ※WEB上

(https://www.city.kasugai.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/021/209/R5kensakeikaku1.pdf)に掲載されているので、書面での添付は省略する。

証拠書32……公文書開示請求書 令和6年7月8日付

証拠書33……令和5年8月8日現在 有機フッ素化合物(PFOS/PFOA)の水質検査結果と今後の予定(令和5年度) ※令和6年7月8日付公文書開示請求書【証拠書32】によって、明らかになった春日井市長に「報告」された文書の一つ

証拠書34……令和5年9月1日現在 有機フッ素化合物(PFOS/PFOA)の水質検査結果と今後の予定(令和5年度) ※令和6年7月8日付公文書開示請求書【証拠書32】によって、明らかになった春日井市長に「報告」された文書の一つ

証拠書35……令和五年度第4回春日井市議会定例会 会議録のコピー ※令和5年9月26日に伊藤建治市議が行ったPFOS及びPFOAに関する一般質問に対して、春日井市長が「(前略) 引き続き水質検査の結果を公表するとともに、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。」と答弁したことを示すもの

証拠書36……「本市の水道水における有機フッ素化合物(PFAS)について」 ※春日井市のホームページ上にある、PFOS及びPFOAに関するページ。Web上
(<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1020797/1020884/1021187/1029899.html>)に掲載されているので、書面での添付は省略する。

春日井市職員措置請求書(請求者:原田芳裕 PFASについて)